

# 平成29年度第2回庄原市学校・警察連絡協議会

開催日：平成29年12月6日（水） 開催場所：庄原市総合体育館第2会議室

参加者：庄原警察署、北部こども家庭センター、庄原市内県立高等学校、庄原特別支援学校、庄原市内小・中学校  
広島県教育委員会、庄原市児童福祉課、庄原市教育委員会

広域化、低年齢化する児童生徒の問題行動及びいじめ問題等について、学校と警察、関係機関等が情報交換を行い、組織的な連携を深めることを通して、児童生徒の問題行動及びいじめの未然防止を図ることを目的とし、研修会を行いました。

## 【講話】 「少年非行の現状と課題について」

庄原警察署 生活安全刑事課長 百合園 大樹

県内の本年10月末現在の非行少年の概況は、昨年比161人（約13%）減少しているが、中学生が38%と最も多い。特徴として、非行少年の約86%が刑法犯少年（約6割が窃盗犯のうち3割が万引き）である。不良行為少年の補導状況は、昨年比762人（約14.5%）減少しており、補導状況の内訳は深夜徘徊が約42%、喫煙が約27%、不良交友が約8%となっている。

スマートフォンの利用を巡っては、**出会い系サイトの利用、SNSを利用した直接面識のない人との交友、ネット掲示板等を利用した誹謗中傷の書き込み、自撮り画像の送信**など、様々な危険性が潜んでおり、安易に利用すると単なるトラブルではなく、事件の被害者になったり、加害者になったりすることがある。特に、画像の送信を巡っては、ネット社会に一度拡散してしまうと、画像の回収や画像を完全に抹消することが困難になる。また、面白半分であっても、友達等の裸の写真を送ったり、その画像をスマートフォンに保存したりする行為は、犯罪である「児童買春・児童ポルノ法違反」になることがある。昨年の全国統計によると児童ポルノ犯罪の被害児童のうち、約37%が「自撮り被害」によるものとなっており、**被害の学職別割合は、中学生が約53%と最も多い**。そのため、県警は、携帯電話通信事業者と協力して、県内の小・中・高等学校において、被害の事例や防止策を紹介し、便利さの反面、使い方を誤れば、人を傷つける道具になること等の啓発活動を行っている。



## 【講話・演習】 「いじめの重大事態等発生時の対応について」

庄原市教育委員会 教育指導課 指導主事 高見 省吾

6月13日に県庁で行われた「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を参考に講話・演習を行った。児童生徒の自殺が、いじめにより生じた疑いがある場合は、いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」として、事実関係の調査など必要な措置が法律上義務付けられている。そのため重大事態等を想定した対応について参加者で演習を行うことで理解を深めた。「**子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）**」は、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえたものに、また、実際に行われた背景調査と並行して様々なうわさや憶測が飛び交い、特定の子供たちが「加害者」とされて、より傷を深めたり、精神的な症状が現れたりといったケースがあったことも含めて、改訂されているので確認しておく必要がある。また、「**子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き**」において、当面の対応・その後の対応について簡易チェックリストなどでまとめられているので、各校の生徒指導体制の充実に生かすことが重要である。

## 【研究協議】 グループ別

主に、「特別な配慮を要する児童生徒への対応」、「不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応」、「各校の取組の具体や成果と課題」を交流した。

各グループの協議に、関係機関の方も加わり、専門的な助言を受けながら、効果的な実践事例や対応のポイントについて考えることができた。



講話・演習の様子



研究協議の様子

## 【指導・助言】 広島県教育委員会 学校経営支援課 総括指導主事 大原 隆

連絡協議会のまとめとして、次のとおり指導・助言があった。

- 特別な配慮を要する児童生徒への対応については、個々の把握・分析を丁寧に行い、どのようなことに困難を感じていて、どのような支援を必要としているのかを**正確に捉え、関係者で意思疎通を図って対応していくこと**。
- 不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応については、**担任が抱え込むことにならないような校内外の支援体制の整備**やきめ細かな魅力ある学校づくりに向けた取組を推進すること。
- 教育相談について、例えば、個人面接が一方向的な質問攻めになっていないだろうか。児童生徒の内面を引き出すために、努力や頑張りを褒め、**何かあったら先生に相談したいという共感的な人間関係を築いていくこと**も大事である。そして、児童生徒が安心して通える学校づくりのために、**児童生徒を必ず守るというメッセージを出し続けること**。
- 進学先がどのような学校か知らなかったというミスマッチが、入学後の不適応の問題となっているため、学校間連携を推進するとともに、学校生活の様子等についてHPに公開し、積極的に発信すること**。
- 不登校児童に対する関わりでは、保護者との連携、協力が非常に重要であるが、保護者支援には、**保護者自身の安定への支援と保護者が子供の支援者となるための支援**の二つの側面がある。そのため、話を重ねること、**基本的なことをしっかりと実施すること**（例えば、配付物の届け方、電話連絡・家庭訪問の間隔や方法などを子供や保護者と確認し、実施する）などが重要である。※初等中等教育資料（平成29年12月号）が大変参考になる。

## （事後アンケートより）

- 「重大事態等発生時の対応について」の研修を通じ、非常に危機感をもつことができた。校内でもこのような研修を行い、危機意識をもった生徒指導を行っていきたいと思う。
- 特別な配慮を要する児童生徒への対応について各校の取組が参考になった。児童生徒を取り巻く環境全てに目を向けていく必要があることが分かった。